(育成環境課関係)

1. 児童手当について

(1) 平成19年度制度改正の概要について

平成18年6月の「新しい少子化対策について」及び同年12月の「児童手当について」に基づき、児童手当における乳幼児加算を創設し、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円とし、平成19年4月から実施することとしたところであり、児童手当法の一部改正案を2月9日に国会へ提出したところである。

また、児童手当の拡充に係る地方の負担増分については、地方特例交付金を措置することとされている。

なお、事業主拠出金の拠出金率についても、平成19年4月から引き 上げを行う予定である。

[児童手当制度の拡充内容]

(ア) 支給対象 現行どおり

0歳から小学校修了前までの児童 (12歳到達後の最初の年度末まで) 約1,290万児童 (乳幼児加算対象児童約275万児童) ※公務員を含む児童数

(イ) <u>手 当 額</u>

0歳から3歳未満

(現行)

(改正案)

第1子・第2子 5,000円/月 → 10,000円/月 第3子以降 10,000円/月 (現行どおり)

3歳以上(現行どおり) 第1子・第2子 5,000円/月 第3子以降 10,000円/月

(ウ) 所得制限 現行どおり

780万円未満 ただしサラリーマンは 860万円未満 (夫婦と児童2人の世帯の年収ベース)

(エ)費用負担 現行どおり

ただし、0歳から3歳未満の手当額の増額に伴い、事業主拠出金の拠出金率を引き上げる予定である。

(現 行) (改正案) 0. $9/1,000 \rightarrow 1. 3/1,000$

(才) 施行期日 平成19年4月1日 (予定)

(カ) 手当額の増額等に伴う事務処理

今回の拡充に伴う手当額の増額等については、額改定認定請求書によらず職権により取扱う予定であること。

なお、手当額の増額等に関する周知については、政府広報及びポスター、リーフレット等による広報を実施するとともに、支払通知書等に必要な注釈を加えて行うこととしていることから、各都道府県及び市町村において、特段のご配慮をお願いしたい。

(2) 今後の予定について

この法案は、平成19年4月1日の施行を予定しており、国会での審議状況等については、適宜情報提供等を行うこととしているので、管内市区町村への情報提供をしていただくとともに、円滑施行に向け、特段のご配慮をお願いしたい。

2. 「放課後子どもプラン」について

(1)「放課後子どもプラン」の基本的考え方等について

平成19年度に創設する「放課後子どもプラン」の全体像については、 先般、2月7日に文部科学省と合同で開催した「放課後子どもプラン全 国地方自治体担当者会議」においてご説明したとおりであるが、本プランの効果的かつ円滑な実施のため、文部科学省との連名により、本プランの基本的な考え方を示した通知を発出する予定であるので、管内市町村への十分な周知を図るとともに、教育委員会との連携・協力体制の強化に努められたい。(資料4 (157頁)及び資料5 (158頁))

特に留意いただきたいことは、できるだけ早急に必要な全小学校区において放課後児童クラブを整備していただくため、本プランは余裕教室等の既存施設の有効活用や事業実施の利便性等から小学校内での実施を基本としているが、①既に児童館、公民館等の小学校以外で放課後児童クラブを実施していて、引き続き当該実施場所で実施することが望ましい場合や、②現に小学校の余裕教室が無い場合などは、平成19年度以降も小学校以外で実施いただくこととしている。このため、各地域において、子どもにとって最善の活動場所が確保されるよう、地域の実情や利用者のニーズ、今までの事業との継続性などを十分勘案した上で、効果的な事業実施に努めていただくようお願いしたい。

なお、本プランの具体的実施内容等に関する疑義について、2月8日付け事務連絡で照会し、質問事項を提出いただいたところであるが、現在、その回答内容について文部科学省と調整中であり、調整済次第、追って文書で回答することとするので、ご了知願いたい。

(2)教育委員会と福祉部局の連携促進について

本プランの実施に当たって、各市町村及び都道府県における教育委員会・福祉部局の連携・協力体制の強化が重要であるとの認識から、両省において関係部局連名(文部科学省大臣官房文教施設企画部、同生涯学習政策局、同初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)による通知を発出する予定である。

本通知においては、

- ① 本プランの円滑な実施のための教育委員会と福祉部局との緊密な連携強化、
- ② 校長、クラス担任等学校関係者と事業関係者との間での迅速な情報 交換・情報共有の実施、

- ③ 「放課後子どもプラン」実施場所としての余裕教室の積極的な活用、
- ④ 保健室、体育館、図書室、視聴覚室等の学校諸施設について、長期 休暇や土曜日等の学校の授業日以外も含めた弾力的な運用、

など、4月からの円滑かつ効果的な事業実施に向け、教育委員会や学校 関係者とのより一層の連携強化策を盛り込んでいるので、本通知の趣旨 を踏まえ、教育委員会等との連絡会議などを通じて、積極的な働きかけ をお願いしたい。(資料6 (163頁))

(3)「放課後子どもプラン連携推進室」の設置について

本プランの効果的な推進を目的として、2月1日に、文部科学省生涯 学習政策局生涯学習推進課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環 境課にそれぞれ「放課後子どもプラン連携推進室」を設置したところで ある。

本連携推進室においては、「放課後子どもプラン」関連補助金の執行 に関する事務を一括して実施するとともに、電話回線を共用化し、国民 及び地方自治体等へのワンストップ・サービスとして、情報提供及び各 種照会への円滑な対応を図ることとしているので、管内市町村への周知 をお願いしたい。(資料7 (166頁))

(4) 交付要綱等の一本化について

都道府県・指定都市・中核市からの交付申請手続等の事務負担の軽減を図るため、両省で実施する二つの事業(「放課後児童健全育成事業」・「放課後子ども教室推進事業」)を「放課後子どもプラン推進事業」(案)として一本化し、実施要綱及び交付要綱についても一本化を図ることとしたところである。(資料8 (167頁))

都道府県におかれても、これに準じて一つの補助金交付要綱等を作成し、教育委員会又は福祉部局のいずれかにおいて、市町村からの交付申請の一括処理を行うなど、事務の簡素化に努められたい。

なお、都道府県・指定都市・中核市から国に対する補助金交付申請等については、教育委員会又は福祉部局のいずれかにおいてとりまとめ、一本の交付申請として文部科学省あるいは厚生労働省どちらかの「放課後子どもプラン連携推進室」に提出いただくこととしているので、都道府県等における円滑な事務手続に向けた体制の構築をお願いしたい。

(5) 放課後児童クラブの必要な全小学校への設置促進等について

平成19年度予算(案)においては、放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るため、

- ① 必要な全小学校区に対応する、20,000か所での実施を目指すための運営費の確保、
- ② 新たに放課後児童クラブ室を設置する場合の創設費や、学校の余裕教室等の既存施設の改修費の対象か所数の増、
- ③ 改修を伴わない場合の設備費補助の創設

のソフト及びハード両面での支援措置を盛り込んでいるので、こうした補助事業を活用し、その設置促進について格段の対応をお願いしたい。

併せて、放課後児童クラブの未実施市町村(244市町村:平成18年5月1日現在)において、放課後児童指導員となる人材の確保のための研修や登録を行う事業を創設することとしたので、管内の未実施市町村に対して、当該事業の活用を図り、早期に設置されるよう積極的な働きかけをお願いしたい。(資料9 (185頁))

(6) 放課後児童クラブの運営面での向上について

放課後児童クラブを利用する子ども・保護者のニーズに対応して、運営面でもその水準の維持・向上を図るため、平成19年度予算(案)においては、①基準開設日数の弾力化(281日→250日)、②必要な開設日数の確保、③適正な人数規模への移行促進などの改善を行うこととしている。

特に、②は、保護者の就労等による留守家庭の子どものニーズに対応した開所日数(250日)の確保を図る観点から、授業日200日、長期休暇45日及びクラブ運営上必要な5日の合計250日の開所を原則としたものである。また、この基準開設日数未満の200日以上250日未満開所のクラブについては、

- ・ 事故等に巻き込まれる危険性の高い学校の長期休暇時(春、夏、冬 休み)の子どもの安全確保や、
- ・ 保護者会やクラブの親子交流事業の実施などクラブを利用する親子 への支援

などへの配慮が十分ではないこと及び従来より特例として補助してきたことを踏まえ、できるだけ速やかに(3か年以内)、利用者のニーズに対応した開所日数を確保されたい。

また、③の適正な人数規模(70人以下)への移行促進では、子どもの情緒安定や安全確保の観点から、できるだけ速やかに(3か年以内)、 1クラブ当たりの児童数が多いクラブを分割し、適切なサービスの質の 確保に努められたい。なお、余裕教室等の既存施設において実施していて、間仕切り等を設置してクラブを分割する場合などは、改修費補助の対象となるので、その積極的な活用を図り、速やかに改善に着手されたい。

(7) 放課後子ども教室推進事業(文部科学省)との連携促進について

本プランにおける放課後児童クラブと「放課後子ども教室推進事業」の連携促進を図るため、①両事業の指導者(員)研修を都道府県・指定都市・中核市において合同で開催できるよう、研修対象者の拡大を図るとともに、②同じ小学校内で両事業を実施する場合には、放課後児童クラブの「ボランティア派遣事業」のボランティアを両事業の活動の交流を深めるために活用するなどの経費を盛り込んでいるので、各地方自治体におかれては、都道府県・市町村レベル、小学校区レベル、活動場所レベルなど各段階に応じた連携促進が図られるよう、配慮願いたい。

3. 児童厚生施設等の設置運営について

(1)児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成19年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る国庫補助協議及び整備方針等については、資料10 (186頁) のとおり予定しているところであり、整備方針等を踏まえ、管内市町村等と十分調整を図ったうえ、積極的な対応を図るようよろしくお願いしたい。特に、「放課後子どもプラン」が小学校内での実施を基本としていることから、放課後児童クラブの新たな整備を行う場合、余裕教室がない又はあっても他に転用されていて活用できない地域では、校庭等の敷地内に整備を図ることが必要と考えられる。この場合、本整備費の優先採択事項とするので、積極的に活用し、必要な小学校区への設置促進に努

また、放課後児童クラブの運営面での向上を図るため、71人以上の大規模クラブについては、本整備費において、来年度協議から対象外とすることとしているので、協議に当たっては十分留意されたい。なお、1クラブ当たり71人以上の大規模クラブの設置計画がある都道府県等におかれては、1クラブ当たり70人以下になるよう分割して、2クラブ分又は3クラブ分などとして協議されるよう調整を図られたい。

(2) 児童館、児童センターの機能強化について

めていただきたい。

ア 地域子育て支援拠点事業(児童館型)の実施について

地域において学齢期等の子どもの健全育成や子育て家庭への支援の拠点として、これまでも児童館、児童センターの活用が図られてきており、「子ども・子育て応援プラン」において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するための受入を、すべての児童館において推進することとされているなど、その取組の促進が図られているところである。さらに、平成19年度から、子育て中の親子が気軽に利用できる子育て支援の拠点整備を図るため、「地域子育て支援拠点事業」(総務課3の(2)(19頁)、総務課追加資料を参照)を実施することとしてるが、本事業においては、ひろば型、センター型に加えて、民営の児童館等を活用した児童館型を新たに設けることとしている。

児童館型は、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置し、子育で中の親などの当事者等をひろば担当のスタッフとして参加(1名以上、非常勤でも可)させた身近で利用しやすい地域交流活動を実施するものであり、児童館等においても子

育て家庭への支援のより一層の充実を図ることとしているので、児童館等の機能強化の観点からも、積極的な取組をお願いしたい。

なお、本事業の実施に当たっては、児童館等に従事する児童の遊びを 指導する者(児童厚生員)は、ひろば担当者をサポートして子育て中の 親と子の援助に当たることとし、直接ひろば担当者となって本事業の補 助対象となることはないので、留意されたい。

また、公営の児童館等の事業費等は既に一般財源化されているところであるが、より一層の活用を図るため、つどいの場を設置する際には、本事業のひろば型又はセンター型での実施が可能であるので、事業の実施場所の選定に当たっては、その活用もご検討いただきたい。

なお、平成19年度の地方財政措置において、地域の子育て支援のための措置(地方単独措置分)として、全国ベースで約330億円の財政措置が約700億円に大幅に拡充されることとなっているので、児童館等の機能強化にもその活用をご検討いただきたい。

イ 児童館等に関する第三者評価事業について

昨年8月31日付けで、「児童館版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」等を発出し、各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』について」(平成18年8月31日付雇児育発第0831001号、社援基発第0831001号)をお示ししたところであるが、本ガイドラインの活用も図りつつ、児童館等のサービス内容のより一層の向上に努めていただきたい。

ウ 児童館等における子どもと高齢者の世代間交流の推進について

児童館等においては、これまでも子どもと高齢者の世代間交流を推し進めてきたところであるが、児童館の活性化と高齢者のマンパワーの活用を図る観点から、(財)児童健全育成推進財団と(財)長寿社会開発センターとが連携して、本年度から、高齢者が長年培ってきた知恵を子どもたちに伝える「子どもと高齢者の結びつきを促進する事業」に取り組むこととしたところである。

18年度においては、大分県臼杵市の児童館における『おばあちゃんとのお味噌づくり、おじいちゃんの紙工作』など、子どもと地域の高齢者が交流する事例を研究するとともに、各地の児童館と全都道府県に設置されている高齢者の生きがいと健康づくりを応援する「明るい長寿社会づくり推進機構」との連携のあり方を検討するなど、今後の方向性等を盛り込んだ報告書を取りまとめ、都道府県、指定都市及び中核市に配布することとしている。

19年度においては、全国数か所で報告書を踏まえたモデル事業に取り組むなど、児童館等を活用した子どもと高齢者の世代間交流をより一層推進することとしており、厚生労働省としても、今後、こうした取組を全国に展開させるために幅広く情報提供を行うとともに、その際には、管内市区町村への周知や、児童館等における取組支援を行うなど、対応方よろしくお願いしたい。

(3) 中核市への大都市特例の適用について

児童厚生施設等整備費、民間児童館活動事業及び児童福祉施設併設型 民間児童館事業については、平成19年度から、地域の実情に応じた事 業実施を可能とするため、中核市を指定都市と同様の取扱いとする制度 見直し(中核市への大都市特例の適用)を行うこととしているので、中 核市におかれては、事前協議や交付申請等の手続において、国に直接、 書類等提出いただくことになるので、対応方よろしくお願いしたい。

なお、総務省には、当該事業における地方交付税の補助うら分の付け 替え(道府県分→市町村分)を要望しているところであるので、念のた め申し添える。

4. 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところである。

子どもが安全で安心して過ごせる地域へのニーズが高まっていることから、地域組織の行うこうした活動のための経費の補助を行う「地域組織活動育成事業」の活用も図りながら、児童館及び放課後児童クラブを利用する子どもの来所・帰宅時における見守り活動や、児童遊園等の巡回や遊具の点検などについて、より一層の推進に努められたい。

5. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について

「子ども・子育て応援プラン」において、これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会を持ち、生命の大切さや家庭の役割等についての理解を深めることが重要との観点から、「乳幼児とふれあう機会の拡大」を図ることとし、21年度までの具体的目標として「すべての保育所、児童館、保健センターにおいて受入を推進」することとしている。

厚生労働省においては、市町村におけるこうした取組を推進するため、「児童ふれあい交流促進事業」を、また、都道府県において協議会等を設置するための「児童ふれあい交流支援事業」を実施しているところであり、こうした事業の活用も図りながら、更なる取組の推進をお願いしたい。

なお、平成17年度に厚生労働省と文部科学省が共同で実施した調査によると、こうした取組を実施している児童館は全体の29.3%となっているが、今後新たに事業を実施するに当たっての参考とするため、(財)児童健全育成推進財団において「児童館のための中高生と赤ちゃんのふれあい交流事業Q&A」を作成し、本日参考のため配布することとしたので、各地方自治体におかれては、こうしたヒント集を活用するなどして、特に未実施の児童館における取組の推進に努めていただきたい。

6. i - 子育てネットによる情報提供について

全国の放課後児童クラブ情報を含む子育て支援関連情報等については、 (財)こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「iー子育 てネット」において幅広く提供しているところであるが、放課後児童クラ ブ情報の内容を見ると、詳細データが入力されていない、情報が更新され ていない、新設の放課後児童クラブの情報が入力されていないなどの状況 が見受けられるところである。インターネットによる最新情報を提供する 必要性は高いと考えており、また、本年4月から実施される「放課後子ど もプラン」への国民の関心も高いことから、利用者に対する適切な情報提 供ができるよう、定期的な情報の更新にご配慮願いたい。

また、本年度中に、児童館における様々な取組事例や母親クラブの活動 事例などの紹介を掲載する予定であるので、児童館運営等において参考に されたい。

7. 児童育成事業等推進事業について

本事業については、全国的な事業展開に際してのモデル的な事業を対象として、事業費の10/10相当(上限あり)を補助するものであり、詳細については、近日中に、平成19年度児童育成事業推進等対策事業の事前協議についての通知を発出する予定である。

来年度においても、優先採択事項をお示しし、子どもの健全育成や地域の子育て支援に積極的に取り組む都道府県、市町村が実施する創意工夫のある先駆的な事業などをその対象とする予定である。

(関連資料11(192頁))

なお、18年度と同様に事業評価書の提出を求め、対費用効果や次年度 以降の取組に生かされた点等も考慮に入れ、十分審査し採択するかを決定 することとしているので、ご承知いただきたい。

また、本事業については、都道府県及び市町村において積極的にご活用いただき、子どもの健全育成や地域の子育て支援に資する取組を全国的に展開いただきたいと考えているが、特に市町村において、本事業について認識していないなど、周知が徹底されていない状況が見受けられるので、都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底を行っていただくようよろしくお願いしたい。

8. 児童委員及び主任児童委員について

(1)児童虐待等への対応について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められている。

こうした中、児童虐待の防止に大きな役割を果たすことが期待されている市町村の要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)についても、民生委員・児童委員、主任児童委員が積極的に参画するとともに、児童相談所と常に連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握するため、研修などの様々な機会を通じた取組を図っていただきたい。

また、平成19年度予算(案)においては、児童虐待の発生予防の観点から、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」(次世代育成支援対策交付金)を実施することとしているが、「児童委員の活動要領の改正について」(平成16年11月8日付雇児発第1108001号)の別添においても、妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言のほか、児童虐待への取組として子育てに関する相談に応じていることから、本事業における民生委員・児童委員、主任児童委員の積極的な活用をお願いしたい。

(2) 個人情報の取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に 職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密 を守るということが規定されているところである。

しかしながら、一部の地方自治体においては、個人情報の保護に関する 法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委 員・児童委員、主任児童委員に対しても、情報提供に慎重となるあまり、 必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があ るとの報告を受けている。

こうしたことから、各地方自治体におかれては、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の正しい理解が得られるよう格別のご配慮をお願いしたい。

あわせて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対する活動に必要な情報の提供について、別途、通知することとしている。

(3) 一斉改選について

平成19年12月1日には、3年ごとの民生委員・児童委員、主任児童 委員の一斉改選が行われる。ついては改選に際して、児童福祉に理解と熱 意があり、かつ、地域の実情に精通した方を選任していただくよう特段の ご配慮をお願いしたい。

9. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日~11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成18年9月1日~10月31日にかけて、「次世代を担う子どもたちからの発信」をテーマに児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、5,072作品の応募があり、主催者で選考した結果、次の作品を平成19年度児童福祉週間の標語と決定した。

「見つけよう みんながもってる いいところ」 (松堂一成さん 10歳(沖縄県)の作品)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管下市区町村への周知及び啓発事業・行事等に活用をお願いしたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

平成18年度においては、児童福祉週間が制定されて60年の節目に当たることから、従来行われてきた週間中の行事のほか、60周年記念広報・啓発ポスターの作成や、児童健全育成の拠点である児童館活動の一層の周知を図ることを目的とした「全国児童館フェスタ2006」を東京、京都をはじめ、全国の主要地域(39会場)で開催したところである。

平成19年度においても昨年度同様、「次世代を担う子どもたちからの発信」をテーマとして、子どもたちが自ら企画運営を行って事業展開をしていくといったような自主運営型の取り組みを構築・支援していくこととしているが、各地方自治体においても、各種の啓発事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的喚起を図られたい。